

平成30年度等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初における等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階					
		(人)	%	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事及び技師の職務	7	10.0%	主事	7	42	60.0%	係員級			
				技師	0						
				計	7						
2級	困難な業務を処理する主事若しくは技師の職務	16	22.9%	主事	16	42	60.0%	係員級			
				技師	0						
				計	16						
3級	主査の職務	12	17.1%	主査	12	42	60.0%	係員級			
				計	12						
				グループ長	1				1	1.4%	係長級
担当リーダー	0										
主査	7										
4級	1 グループ長の職務 2 困難な業務を処理する主査若しくは担当リーダーの職務	8	11.4%	計	8	1	1.4%	係長級			
				グループ長	14				18	25.7%	課長補佐級
				主幹	4						
計	18										
5級	1 困難な業務を処理するグループ長の職務 2 主幹の職務	18	25.7%	グループ長	14	18	25.7%	課長補佐級			
				主幹	4						
				計	18						
6級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務 4 教育次長の職務 5 病院事務長の職務	9	12.9%	課長	5	9	12.9%	課長級			
				会計管理者	1						
				議会事務局長	1						
6級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務 4 教育次長の職務 5 病院事務長の職務	9	12.9%	教育次長	1	9	12.9%	課長級			
				病院事務長	1						
				計	9						
合計		70									

注)職員数は、税務職、医療職、看護職、福祉関係職、技能労務職及び教育職を除く一般行政職を計上。